

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| No. | 案件名称 | 担当部署 所在地／問合せ先 | 契約日 | 契約の相手方名 所在地 | 契約金額 (円) | 随意契約理由 (根拠法令) |
|-----|--|---|------------|---|-------------|--|
| 1 | 令和7年度神戸市震災追悼行事(神戸市震災31年追悼の集い)に関する企画運営及び会場設営業務に係る委託契約 | 行財政局総務課 神戸市中央区加納町6-5-1 ／Tel.:078-322-5062 | 令和8年1月16日 | 株式会社ベイエリア 神戸市中央区八幡通4-2-13 | 4,081,633 | 「令和7年度神戸市震災追悼行事(神戸市震災31年追悼の集い)」は、毎年1月17日に東遊園地で開催される「阪神淡路大震災1.17のつどい」(以下「1.17のつどい」という。)の一行事として位置づけられるものである。 この「1.17のつどい」は、震災で亡くなられた方々の慰霊と鎮魂、そして震災から生まれた「きずな・支え合う心」「やさしさ・思いやり」の大切さを次世代に語り継いでいくため、市民と市の連携により開催されており、本市では、平成13年1月から東遊園地で「1.17のつどい」と連携して追悼行事を開催している。 そのため、追悼行事は、東遊園地で行われる「1.17のつどい」と協働しながら、一体的かつ総合的な企画・演出を行う必要があるため、「1.17のつどい」を実施する「1.17のつどい」実行委員会(事務局:特定非営利活動法人 阪神淡路大震災「1.17希望の灯り」)が業務を委託する契約先候補と随意契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) |
| 2 | 神戸市人事業務支援システム公開環境における機能拡張改修業務 | 行財政局人事課 神戸市中央区加納町6-5-1 ／Tel.:078-322-6748 | 令和7年12月26日 | 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 東京都港区東新橋1-9-2 汐留住友ビル25F | 27,030,080 | 本業務には当該システムに関する専門的な知識や高度な技術が必要であり、導入に携わった事業者でなければ業務の確実な遂行が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当) |

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| No. | 案件名称 | 担当部署 所在地／問合せ先 | 契約日 | 契約の相手方名 所在地 | 契約金額 (円) | 随意契約理由 (根拠法令) |
|-----|----------------------------------|--|------------|------------------------------------|-------------|--|
| 3 | 庶務事務システム改修_任期付短時間勤務職員対応 | 行財政局総務事務センター 神戸市中央区京町72 新クレセントビル2F ／Tel:078-322-6425 | 令和7年10月9日 | 株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町四丁目1番16号 | 8,046,500 | 契約先候補は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開発業者であり、当該業務を行うには、開発を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等に係る知識が必須であり、契約先候補でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) |
| 4 | 庶務事務システム改修_各種機能拡充対応 | 行財政局総務事務センター 神戸市中央区京町72 新クレセントビル2F ／Tel:078-322-6425 | 令和7年12月24日 | 株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町四丁目1番16号 | 5,329,500 | 契約先候補は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開発業者であり、当該業務を行うには、開発を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等に係る知識が必須であり、契約先候補でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) |
| 5 | 税込滞納システム 月計表・累計表の修正および特定親族特別控除対応 | 行財政局税務部税務課 神戸市長田区二葉町5-1-32 ／Tel:078-647-9311 | 令和7年10月28日 | 日本電気株式会社 神戸支店 神戸市中央区東町126番地 | 22,052,250 | 税込滞納システムの開発業務は、平成20年度の一般競争入札(総合評価方式)において決定した左記事業者にて委託した。事業の継続性、障害時対応の迅速性等を考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) |

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| No. | 案件名称 | 担当部署 所在地／問合せ先 | 契約日 | 契約の相手方名 所在地 | 契約金額 (円) | 随意契約理由 (根拠法令) |
|-----|--|--|-----------|--|-------------|--|
| 6 | 神戸市課税システムサーバ 機器等および端末機器等再 借上げに伴う保守業務 | 行財政局税務部税務課 神戸市長田区二葉町5-1-32 ／TEL:078-647-9311 | 令和8年1月1日 | 株式会社日立製作所 神 戸支店 神戸市中央区雲井通7丁 目1番1号 | 154,717,200 | 課税システムの開発は、平成25年度の 一般競争入札(総合評価方式)において決 定した(株)日立製作所神戸支店に委託し ており、事業の継続性、障害時対応の迅速 性等を考慮すると、システム開発業者と同 一業者でなければシステムの品質維持が できず、他の業者では履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号に該当) |
| 7 | 神戸市市民税サブシステム のシステム改修業務 | 行財政局税務部市民税企画課 神戸市長田区二葉町5-1-32 ／TEL:078-647-9352 | 令和8年1月13日 | 株式会社TKC・株式会社 プリマジェスト共同企業体 栃木県宇都宮市鶴田町1 758番地 | 4,735,500 | 株式会社TKC・株式会社プリマジェスト共 同企業体は、市民税サブシステムを導入 する際に、総合評価落札方式による一般 競争入札にて選定され、神戸市仕様に基づ いた市民税サブシステムを開発した業者 である。事業の継続性、障害時対応の迅 速性等を考慮すると、システム開発業者と 同一業者でなければシステムの品質維持 ができず、他の業者では履行できないた め。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号に該当) |
| 8 | 令和8年度税制改正に伴う軽 自動車税課税システム改修 業務 | 行財政局税務部法人税務課 神戸市長田区二葉町5丁目1番32 号2階 ／TEL:078-647-9404 | 令和8年3月9日 | 株式会社 日立製作所神 戸支店 神戸市中央区雲井通7丁 目1番1号 | 3,418,250 | 課税システムの開発業務は、平成25年度 の一般競争入札(総合評価方式)において 決定した(株)日立製作所神戸支店に委託 しており、事業の継続性、障害時対応の迅 速性等を考慮すると、システム開発業者と 同一業者でなければシステムの品質維持 ができず、他の業者では履行できないた め。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号に該当) |

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| No. | 案件名称 | 担当部署 所在地／問合せ先 | 契約日 | 契約の相手方名 所在地 | 契約金額 (円) | 随意契約理由 (根拠法令) |
|-----|----------------------|---|----------|------------------------------------|-------------|---|
| 9 | 木造・軽量鉄骨造家屋評価システム検証業務 | 行財政局税務部固定資産税家屋課(契約締結時:行財政局税務部固定資産税企画課) 神戸市長田区二葉町5丁目1-32 ／Tel:078-647-9461 | 令和8年2月2日 | エアロヨタ株式会社神戸支店 神戸市中央区栄町通6丁目1番21号 | 2,200,000 | 契約の目的を達成するためには、本市が定める固定資産税事務取扱要領に基づく木造家屋評価支援業務に従事し、当該業務に関する専門的知識と実績を有することが必要であるところ、現在までに本市木造家屋評価支援業務を受託した事業者は、委託先候補の事業者に限られる。また、現行システム及び新システムでの評価結果を比較する必要があり、現行システムでの評価業務を受託している当該事業者でしか業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) |
| 10 | 非木造家屋評価システム検証業務 | 行財政局税務部固定資産税家屋課(契約締結時:行財政局税務部固定資産税企画課) 神戸市長田区二葉町5丁目1-32 ／Tel:078-647-9461 | 令和8年2月2日 | 大和不動産鑑定株式会社神戸事務所 神戸市中央区明石町18番地 | 5,777,365 | 契約の目的を達成するためには、本市が定める固定資産税事務取扱要領に基づく非木造家屋評価支援業務に従事し、当該業務に関する専門的知識と実績を有することが必要であるところ、現在までに本市非木造家屋評価支援業務を受託した事業者は、委託先候補の事業者に限られる。また、現行システム及び新システムでの評価結果を比較する必要があり、現行システムでの評価業務を受託している当該事業者でしか業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) |